

ダメされないで!!

サギ 悪質商法



..... 保存して活用してください。.....



氷見市

ちょっと
待って!

その電話は 還付金詐欺 です!!



公的機関の職員を名乗って
「医療費が還付されます」などと
電話をかけてきます。

- 市役所・税務署・日本年金機構などの職員を名乗ってきます。



「すぐに手続きが必要」と思わせ
携帯電話を持ってATMへ
行くように急がせます。

- 以前通知を出したが、返信が無いので…
- 今日中に手続きが必要です!!
- 今ならまだ間に合います!! など。



言葉巧みに誘導して
ATMを操作させ、お金を
犯人の口座に振り込ませます。

- 人目の無いATMへ誘い出すために「コンビニや無人ATMの方が空いてて早い」などと言う場合もあります。



官公署がATMを使って還付金を返還
することは絶対にありません。

「携帯電話を持ってATM」
と言われたら100%詐欺です。

高齢者を狙う悪質商法にご用心



悪質業者は、誰にでもあるちょっとした不安や心のスキ間につけ込んできます。「自分はダマされない」と過信せず、いつでも用心を怠らないように心がけましょう。

訪問販売

- 突然訪問し、しつこく商品を売りつけてきます。
- 消防署などの公的機関を装う「かたり商法」や、災害等に便乗する「便乗商法」など、様々な手口があります。
- 一度でも購入してしまうと、その後何度もくり返し狙われてしまうこともあります。

アドバイス

- ◆なるべく、初めから話をきかない。
- ◆不用意に業者を家にいれない。
- ◆あいまいな態度を取らず、キッパリと断る。



訪問購入（押し買い）

- 「貴金属を無料で査定する」などと、突然業者が訪問。
- 査定だけのつもりで見てもらうと、強引に安値で買い取られてしまいます。
- 貴金属の他、着物、毛皮、骨董品、自動車、バイク等が狙われます。

アドバイス

- ◆「無料で査定」などの言葉にダマされない!!
- ◆断っても簡単には引き下がらないので、初めから話を聞かないことが大事。



催眠商法（SF商法）

- 無料プレゼント、無料体験などの宣伝文句で、高齢者などを集めます。
- 閉め切った会場の中、巧妙な話術と群衆心理で一種の催眠状態にして、正常な判断力が無くなったりところで高額な商品を売りつけます。

アドバイス

- ◆「無料・タダ」という言葉に惑わされない。
- ◆閉め切った会場には入らない。



点検商法

- 無料サービス中など、様々な口実をつけて、屋根や床下などを点検。
- 「ひどい状態だ…」「このままだと危ない」などと不安をあおって工事を契約。
- 工事完了後、法外な料金を請求してきます。

アドバイス

- ◆「無料で点検」などの言葉にダマされない!! ◆不用意に業者を家にいれない。
- ◆不安をあおる言葉にひるまず、キッパリと断る。



送りつけ商法

- 頼んでもいない商品（魚介類・健康食品など）を勝手に送り付けて代金を請求します。
- 商品が到着したころに電話をかけてきて、「取立てに行く」「弁護士を連れて行く」などと脅して代金を払わせるケースもあります。

アドバイス

- ◆覚えがなければ受取拒否!! （受け取っても支払い義務はないが、代金引換で受けとってしまうと、返金が難しくなるので要注意）



利殖商法

- 「必ずもうかる」など利殖になることを強調し、実態のわからないビジネスへの投資や出資を勧めてきます。
- 同じグループのメンバーが、別会社や公的機関を装い、何度も電話をかけてきて信用させようとする「劇場型勧誘」も増えています。

アドバイス

- ◆「必ず」「絶対」という話は信用しない!! ◆ウマすぎる話にダマされない!!
- ◆あいまいな態度を取らず、キッパリと断る。



お試し購入

- 「初回限定価格」などと宣伝し、初回のみ安く販売しますが、その後解約しようとしても複数回の購入など、様々な条件がついています。
- 「今ならさらに〇〇もサービス」「限定〇名様」などと、購買心をあおってきます。

アドバイス

- ◆契約の際は、契約内容・解約条件・返品が可能かなどをよく確認!!
- ◆通信販売にはクーリング・オフがないので、購入は特に慎重に。



悪質な廃品回収

- 拡声器で「無料で回収」と呼びかけますが、声をかけると高額な料金を請求してきます。
- 「無料というから頼んだ」と言っても「積込料は別」「この品は追加料金が必要」など、さまざまな理由をつけてきます。

アドバイス

- ◆ トラックで回っている業者は避けた方が無難。
- ◆ 市から廃棄物処理業の許可を受けているか確認。

ご不要になつたもの
何でも無料で回収します



……悪質商法や詐欺、その他の犯罪被害を防ぐために……

高齢者を地域全体で見守りましょう。

基本は毎日のあいさつ

- 犯罪者は、住民同士のつながりが強いまちをいやがります。
- 毎日のあいさつは、それだけで地域をつなぐ力になり、高齢者へのさりげない見守りにもなります。



日常生活や仕事の中で感じる小さな「気づき」が見守りにつながります。たとえば…



- 郵便物や新聞がたまっている。
- 外出している姿を見かけなくなった。



- 見慣れない人が家に入りするようになった。

など…気になることがあったら、市役所・地域包括支援センター等にご連絡ください。

(裏表紙に電話番号掲載)

若者も危ない インターネットのトラブル 等



正しく使えばとても便利なインターネットだけど、ネット特有の詐欺や悪質商法がたくさんあるの。それにお金以外の面でもさまざまなトラブルが発生しているわ。

架空請求メール

- 登録や利用をしたことのないサイトから、請求メールが突然届きます。
- 「法的措置」「最後通告」「財産差し押さえ」などの大げさな文面で不安をあおってお金を払わせようします。



アドバイス

- ◆身に覚えがなければ無視!! ◆どうしても不安なら、一人で悩まずに相談。
- ◆絶対に返信しない!! (個人情報を教えてしまうことになります)

ワンクリック詐欺

- サイトにアクセスしたとたん「登録完了」などと表示され、高額な料金を請求してきます。
- アダルトサイトなどに多いため、恥ずかしさから誰にも相談できずに支払ってしまう人が多いようです。



アドバイス

- ◆アクセスだけで契約が成立することはある得ないので、言われるままに支払わない。
- ◆一人で悩まず、誰かに相談。(市役所・消費生活センター等なら秘密は守られます)

SNSトラブル

- プロフ(自己紹介サイト)・SNSなどで無防備に個人情報を公開すると、さまざまなトラブルに巻き込まれる恐れがあります。
- 特定の個人の悪口や誹謗・中傷を書き込む「ネットいじめ」も大きな問題になっています。



アドバイス

- ◆ネットに公開した個人情報は、世界中の人に見られてしまうことを知ろう!!
- ◆他人の悪口や個人情報をネットに書きこむことは犯罪。絶対にやめよう!!

出会い系サイトトラブル

- 料金やサービスに関するトラブルや、詐欺・恐喝等の犯罪に利用されるケースが増加しています。
- 傷害・殺人など、より深刻な犯罪に巻き込まれるケースも少なくありません。

アドバイス

◆小中高生が興味本位で登録して、トラブル・犯罪に巻き込まれるケースが多く発生しています。子どもたちには絶対に利用させないよう、注意しましょう。



課金商法

- オンラインゲームなどで、「無料」といいながら、アイテムなど、さまざまな名目で課金する商法です。



アドバイス

◆1つ1つが安いからといって、気軽に買わない!!

ネット通販トラブル

- ネット通販やオークションは便利ですが、品物が届かない、壊れていた、偽ブランド品だった等のトラブルが多く発生しています。



アドバイス

◆トラブルも自己責任となる場合が多いので、利用の際は細心の注意を!!

光回線など電気通信サービスのトラブルに注意

- 光回線やインターネット回線をはじめとした電気通信サービスの勧誘や契約に関するトラブルが発生しています。
 - 電話や訪問販売での勧誘により、「料金が今より安くなる」「通信速度が速くなる」という言葉に乗せられ、利用者の理解が不十分なまま契約にいたった相談が多く寄せられています。
- ◆契約する前に契約書などで、サービス内容、料金、解約手続きなどについて確認しましょう。
- ◆勧誘されてもすぐに返事をせず、家族やまわりの人々に相談して、必要なければキッパリ断りましょう。



光回線と
スマートセットになるので
料金が
お安くなります。
へえ…

初期契約解除制度

(他の悪質商法のクーリング・オフと同様の制度です)

※場合によっては、対象にならないこともありますので、ご注意ください。

契約してしまった後でも無条件で解約できる制度が始まりました。

- 契約書面の受領日(一部例外的な場合あり)を初日とした8日が経過するまでの間は、契約先である電気通信事業者の合意なく、利用者の申し出により電気通信サービスの契約を解除できる制度です。
- 対象は、光回線サービスや主な携帯電話サービスなどです。

クリーニング・オフ を活用しましょう。

- 突然の勧誘で冷静に考える余裕がないままおこなった契約等は、「クーリング・オフ」制度を使えば、一定期間内は無条件で契約解除できます。

「特定商取引法」で定められているクーリング・オフが可能な取引と期間

取引	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法では店舗契約を含む）	
電話勧誘販売	電話をかけたり、チラシなどで電話をかけさせて勧誘・契約	
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、貴金属などの物品を事業者が消費者から買い取る契約	
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間

※注：通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

クーリング・オフの手続き方法

1. ハガキに右記の事項を書く。
 2. 控えとしてハガキの表裏ともコピーを取る。
 3. 簡易書留・特定記録郵便など記録の残る方法で販売会社に通知する。

※ クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも同様の通知をする。



◆法律の改正等で、変わる場合があります。

◆適用除外されるものもあります。詳しくは、下記の消費生活相談窓口等にお問い合わせください。

○○市○○○町○○番地	
○○株式会社	
代表者様	
契約解除通知書	
契約年月日	平成○○年○○月○○日
商品名	○○○○○円
契約金額	○○○○○円
販売会社名	○○株式会社
担当者	△△△△氏
支払済みの代金○○○○円を返金し、 商品を引き取ってください。	
平成○○年○月○○日	
○○県○○市○○町○○番地	
氏名○○○○○	

困ったときは…ひとりで悩まず相談を!!



氷見市消費生活相談窓口(市民課)

0766-74-8010

氷見市地域包括支援センター

0766-74-8067

氷見警察署 生活安全課

0766-91-0110

富山県消費生活センター高岡支所

80766-25-2777

消費者ホットライン

188

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。